

仕事と介護の両立支援制度

～要介護状態の対象家族を介護する労働者が利用できる制度～



「トモニン」
「仕事と介護を両立できる職場環境」の整備促進のシンボルマーク。

介護のために休業したい！

介護休業

介護サービスを受けるための準備期間としても利用可

- ・対象家族1人につき**通算93日**を、**3回**を上限として分割して取得できます。
- ・**有期契約労働者**であっても、以下の要件を満たせば、取得できます。
- ①入社1年以上であること
- ②介護休業開始予定日から93日経過日から6か月を経過する日までに労働契約が満了し、更新されないことが明らかでないこと

介護休業を取得するほどではないけど、通院付添いや各種手続きのために休みたい！

介護休暇

- ・対象家族が**1人**の場合は年間**5日**、**2人以上**の場合は**10日**利用できます。
- ・**時間単位**で利用できます。

各制度の対象家族とは？

配偶者（事実婚を含む）、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫 ※同居・扶養していなくても対象

介護するために残業を免除してほしい！

所定外労働の制限

労働者が事業主に請求した場合、所定外労働を免除します。

介護するので、少なから残業できるけど、長時間はできない・・・

時間外労働の制限

労働者が事業主に請求した場合、時間外労働を1か月24時間、1年150時間以下にします。

介護するために深夜の就業を免除してほしい！

深夜業の制限

労働者が事業主に請求した場合、22時～5時の就業を免除します。

他に仕事と介護を両立するための制度はないかな？

所定労働時間の短縮等の措置

- ・事業主は、以下のいずれかの措置を講じる必要があります。
- ①短時間勤務制度
- ②フレックスタイム制度
- ③始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ制度
- ④労働者が利用する介護サービスの費用助成その他これに準ずる制度
- ・介護休業とは別に、対象家族1人につき**3年間で2回以上**利用できます（上記④を除く）。



厚生労働省ホームページでは、仕事と介護を両立するためのポイント・事例集等を紹介しています。是非ご覧ください。

休業中の収入面が心配・・・

介護休業給付金

雇用保険被保険者が介護休業を取得した場合、一定の要件を満たせば、原則として**介護休業開始前賃金の67%**が支給されます。詳細はハローワークへ。

ハラスメント防止措置義務

事業主は、介護休業等を理由とする上司・同僚からの嫌がらせ等を防止する措置を講じなければなりません。

育児・介護休業法では、介護休業等の制度の申出や取得等を理由として、労働者に解雇その他不利益な取扱いをすることを禁止しています。

対象家族がどのような状態であれば、介護休業等の制度を利用できるの？

～常時介護を必要とする状態に関する判断基準～

介護休業は2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態(「要介護状態」)にある対象家族を介護するための休業で、要介護認定を受けていなくても制度の利用が可能です。常時介護を必要とする状態については、以下の表を参照しつつ、判断することになります。ただし、この基準に厳密に従うことにとらわれて労働者の介護休業の取得が制限されてしまわないように、介護をしている労働者の個々の事情にあわせて、なるべく労働者が仕事と介護を両立できるよう、事業主は柔軟に運用することが望まれます。

「常時介護を必要とする状態」とは、以下の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合であること。

(1)介護保険制度の要介護状態区分において要介護2以上であること。

(2)項目①～⑫のうち、状態2が2つ以上又は状態3が1つ以上該当し、かつ、その状態が継続すると認められること。

項目	状態	1 (注1)	2 (注2)	3
①座位保持(10分間一人で座っていることができる)		自分で可	支えてもらえればできる (注3)	できない
②歩行(立ち止まらず、座り込まずに5m程度歩くことができる)		つかまらないでできる	何かにつかまればできる	できない
③移乗(ベッドと車いす、車いすと便座の間を移るなどの乗り移りの動作)		自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
④水分・食事摂取(注4)		自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑤排せつ		自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑥衣類の着脱		自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑦意思の伝達		できる	ときどきできない	できない
⑧外出すると戻れない		ない	ときどきある	ほとんど毎回ある
⑨物を壊したり衣類を破くことがある		ない	ときどきある	ほとんど毎日ある (注5)
⑩周囲の者が何らかの対応をとらなければならないほどの物忘れがある		ない	ときどきある	ほとんど毎日ある
⑪薬の服薬		自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑫日常の意思決定(注6)		できる	本人に関する重要な意思決定はできない(注7)	ほとんどできない

(注1)各項目の1の状態中「自分で可」には、福祉用具を使ったり、自分の手で支えて自分でできる場合も含む。

(注2)各項目の2の状態中「見守り等」とは、常時の付添いの必要がある「見守り」や、認知症高齢者等の場合に必要な行為の「確認」、「指示」、「声かけ」等のことである。

(注3)「①座位保持」の「支えてもらえればできる」には、背もたれがあれば一人で座っていることができる場合も含む。

(注4)「④水分・食事摂取」の「見守り等」には動作を見守ることや、摂取する量の過少・過多の判断をする声かけを含む。

(注5)⑨3の状態には、「自分や他人を傷つけることがときどきある」状態を含む。

(注6)「⑫日常の意思決定」とは毎日の暮らしにおける活動に関して意思決定ができる能力をいう。

(注7)慣れ親しんだ日常生活に関する事項(見たいテレビ番組やその日の献立等)に関する意思決定はできるが、本人に関する重要な意思決定への合意等(ケアプランの作成への参加、治療方針への合意等)には、指示や支援を必要とすることをいう。